

## ○山口県警察犯罪収益対策推進要綱

平成19年7月17日

山口刑組第461号ほか

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロに対する資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(犯罪収益対策の基本姿勢)

第2条 犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組み及び県民の理解の促進
- (2) 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- (3) 犯罪収益関連犯罪（法第13条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進

(犯罪収益対策を推進するための基盤整備)

第3条 犯罪収益対策に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、警察本部に、犯罪収益解明班を置く。

- 2 犯罪収益解明班は、山口県警察組織犯罪対策要綱（平成17年3月29日付け山口刑企第128号ほか）第4条第2項に定める幹事会の要員のうち適当と認められる者をもって編成する。
- 3 犯罪収益解明班の任務は、次に掲げるものとする。
  - (1) 犯罪収益対策に関して各部門が実施する施策の総合調整
  - (2) 警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報の受領
  - (3) 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保
  - (4) 犯罪収益関連犯罪の捜査支援
  - (5) 犯罪収益対策に関する教養の実施
  - (6) 警察庁情報管理システム等の積極的な活用等による効果的かつ効率的な業務の推進
- 4 犯罪収益解明班の事務は、刑事部組織犯罪対策課において処理する。

(特定事業者の自主的な取組み及び県民の理解の促進)

第4条 関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する県民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

(犯罪による収益に関する情報の収集)

第5条 犯罪による収益に関する情報の収集に当たっては、すべての部門が緊密に連携し、次の各号に掲げる情報を収集する。

- (1) 犯罪による収益の移転の実態に関する情報
- (2) 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報
- (3) 特定事業者の法令上の義務違反に関する情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するために必要な情報

(犯罪収益関連犯罪の取締りの推進)

第6条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。

2 犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、前項に規定する犯罪の事件化に当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化及び関係機関との幅広い連携に努める。

3 新たな情報通信技術を悪用した犯罪、暴力団又は来日外国人が主体となる犯罪等の取締りを強化し、犯罪組織の実態の解明を推進する。

(犯罪による収益の剥奪の推進)

第7条 犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、各種犯罪の検挙にとどまることなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に講ずる。

2 犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう、犯罪による収益の剥奪について検察庁との緊密な連携を強化する。

3 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、捜索・差押え、資金情報機関への提供要請、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努める。

(疑わしい取引に関する情報の保秘の徹底)

第8条 疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

(疑わしい取引に関する情報の漏えい等の防止の徹底)

第9条 疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、山口県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年山口県警察本部訓令第3号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、必要かつ適切な措置を講ずる。

（表彰）

第10条 犯罪収益対策に係る功勞について表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功勞のみならず、犯罪による収益の剥奪に関する功勞及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功勞についても、積極的に考慮する。